

生物多様性条約戦略計画の全体構造

COP6 Decision VI/26

生物多様性条約戦略計画

国、地域、世界レベルにおける更なる条約実施を導くために策定。

- 使命(Mission) **2010年目標**
現在の生物多様性の損失速度を、2010年までに
顕著に減退させる。

- 戦略目標及び目的(Strategic goals and objectives)
・4目標と19目的を設置

Goal1 国際的な生物多様性に関する問題において、生物多様性条約が主導的役割を果たす。

(以下、6目的(Objectives))

Goal2 各締約国が、生物多様性条約実施のための財政的・人的・科学的・技術的能力を向上させる。

(以下、5目的(Objectives))

Goal3 生物多様性国家戦略・行動計画及び生物多様性関連事項の関連分野への統合が、生物多様性条約の目的の実施のための効果的な枠組みをもたらす。

(以下、4目的(Objectives))

Goal4 生物の多様性及び生物多様性条約の重要性に対する理解がより促進され、このことが、生物多様性条約の実施に関する、社会を横断する広い取組をもたらす。

(以下、4目的(Objectives))

(別紙1参照)

COP7 Decision VII/30

○特に「使命 (Mission)」を対象に戦略計画の実施に関する達成状況と進展の評価を高めるための枠組み。

○7フォーカリア(Focal areas)、11最終目標(Goals)、21目標(Targets)を設定。

- ・生物多様性の構成要素の保護
- ・持続可能な利用の促進
- ・生物多様性に対する脅威への取組
- ・人類の福祉の確保のための生物多様性由来の産物とサービスの維持
- ・伝統的知識、発明及び慣行の保護
- ・遺伝資源の利用による利益の平等で衡平な利益の共有の確保
- ・資源移転の状況

(別紙2参照)

COP8 Decision VIII/15

- 戦略計画の実施状況を評価するための成果指向型の指標群(Outcome-oriented indicators)を採択